

セルフメディケーション税制の普及啓発資材について

本年 1 月からスタートしたセルフメディケーション税制により、特定の成分を含んだ一般用医薬品の年間購入額が 1 万 2 千円を超えた場合に、医療費控除が適用されます。生活者が同税制を認識し、積極的に活用できるよう、普及啓発・告知資材として以下のポスターや小売店頭差し込み用POPが用意されておりますので、ご活用下さい。

<ポスター>



<小売店頭POP>

